

◎新潟県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市上谷地字岩屋15番1から	新	7.5～24.0メートル	130.7メートル
同市落合字麻畑206番1まで	旧	7.5～22.8メートル	130.7メートル